

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧岩崎工区その2工事

特 別 仕 様 書
(第1回変更)

項 目	内 容	備 考
第1章 総則	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。	
2. 工事場所	愛知県小牧市岩崎地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (〃) 施工延長 L=40.075m 測点 No. 39+17.655 ～ No. 39+57.730 内訳： (〃) 水路工 L=40.075m (〃) プレキャストL形水路工 L=36.075m (〃) プレキャストボックス水路工 L= 4.000m (〃) 付帯工 1式 (〃) 副水路工 L=52.130m (〃) 構造物撤去工 1式 (〃) 復旧工 1式 (〃) 仮設工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	水路内工事は、令和5年10月1日以降を予定している。	
2. 工 期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている239日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うこと	変更

項 目	内 容	備 考								
	ができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和6年3月26日（工事完了期限日）まで									
3. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。									
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準13日見込んでいる。 なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。									
5. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。									
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。									
7. 部分使用	本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により次について部分使用する場合がある。 1）部分使用範囲 味岡橋（No. 39+53.730～No. 39+57.730） 2）目的 橋の一般開放のため									
第4章 現場条件										
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土及び粘性土」を想定している。									
2. 関連工事	本工事に近接して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table><tr><th>工 事 名</th><th>施工予定時期</th></tr><tr><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保一色工区その5工事</td><td>令和5年7月 ～令和6年3月</td></tr><tr><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その6工事</td><td>令和5年6月 ～令和6年3月</td></tr><tr><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区その5工事</td><td>令和5年6月 ～令和6年3月</td></tr></table>	工 事 名	施工予定時期	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保一色工区その5工事	令和5年7月 ～令和6年3月	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その6工事	令和5年6月 ～令和6年3月	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区その5工事	令和5年6月 ～令和6年3月	変更
工 事 名	施工予定時期									
新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保一色工区その5工事	令和5年7月 ～令和6年3月									
新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その6工事	令和5年6月 ～令和6年3月									
新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区その5工事	令和5年6月 ～令和6年3月									
3. 第三者に対する措置 （1）騒音及び振動対策	1）騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。 2）本工事の施工に当たっては、騒音・振動を防止するため家屋が近接する箇所において、次による対策工法を想定している。 なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。									

項 目	内 容			備 考	
	工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)		
	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時 ～ 17時		
	舗装版破碎	圧砕工法	8時 ～ 17時		
	3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に振動、騒音の計測を行うものとし、工法等、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。				
	4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音・振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。				
(2) 構造物切断工に伴う汚濁水処理	舗装切断時に発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 なお、既設水路内の漏水は想定しておらず、濁水処理は特に必要ないと考えているが、必要となった場合は監督職員と協議するものとする。				
(3) 濁水処理対策	汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。 なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。				
(4) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。				
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。				
配置場所		交通誘導警備員	編成		昼夜別
楽田大橋仮設ヤード（土砂搬入搬出時）		1名/日	1名	昼間	無
施工ヤード出入口部		1名/日	1名	昼間	無
クレーンヤード出入口部		1名/日	1名	昼間	無
(6) 交通対策	1) 右岸側道路及び左岸側道路については、設計図書に示す範囲において、隣接する施工に伴い、通行止めによる施工を計画している。 2) 道路管理者及び警察署等との協議・調整により、この計画を変更する場合がある。 3) 上記1)により難しい場合は監督職員と協議するものとする。			追加	
(7) 鉄道対策	名古屋鉄道横断部の施工にあたっては、鉄道会社に対して工事工程表、着手届及び近接作業報告書を提出し、鉄道会社からの指示事項は厳守するものとする。 1) 列車監視員 線路に接近して重機類を使用する際は列車監視員を配置し、列車				

項 目	内 容	備 考																
第5章 指定仮設	が接近した場合は安全な位置で作業を中断し、列車の通過を確認した後、作業を再開すること。																	
	2) 高架下見張員 線路に接近して作業する際は、構造物に接触しないよう、高架下見張員を配置して作業を行うこと。																	
	4. ゴミ処理対策 本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。																	
	5. 環境配慮対策 工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は、殺処分を行い適正に処分するものとする。																	
	1. 一般事項 本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。																	
2. 工事用道路	現況道路を工事用道路として利用する区間において、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																	
3. 工事用進入路	1) 工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 水路内進入路について、本工事の施工に起因して工事用進入路付近の一般公道路面に損傷、汚損が生じ、補修等が必要となった場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																	
4. 水替工及びアンダードレーン	工事区域内の常時排水として、排水ポンプφ100mmを1台及びφ50mmを1台の計2台、降雨時の工事区域内の作業時排水として、排水ポンプφ200mmを2台、φ150mmを1台の計3台による水替を行うものとする。 また、排水ポンプ及びアンダードレーンについて、現場状況により規模等を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、稼働実績を報告するものとする。																	
5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>採取予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>楽田大橋仮設ヤード</td><td>犬山市楽田大橋3丁目</td><td>930 m3</td><td></td></tr></table> なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。 2) 流用土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>仮置き予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>楽田大橋仮設ヤード</td><td>犬山市楽田大橋3丁目</td><td>1400 m³</td><td></td></tr></table> 3) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりとする。	名 称	所 在	採取予定量	摘 要	楽田大橋仮設ヤード	犬山市楽田大橋3丁目	930 m3		名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要	楽田大橋仮設ヤード	犬山市楽田大橋3丁目	1400 m³		
名 称	所 在	採取予定量	摘 要															
楽田大橋仮設ヤード	犬山市楽田大橋3丁目	930 m3																
名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要															
楽田大橋仮設ヤード	犬山市楽田大橋3丁目	1400 m³																

項 目	内 容				備 考																				
6. 金属類受入地	<table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>仮置き予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>楽田大橋仮設ヤード</td><td>犬山市楽田大橋 3丁目</td><td>480 m³</td><td></td></tr></table>				名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要	楽田大橋仮設ヤード	犬山市楽田大橋 3丁目	480 m ³														
	名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要																					
	楽田大橋仮設ヤード	犬山市楽田大橋 3丁目	480 m ³																						
	なお、本受入地以外の受入地を追加する場合は、その名称及び搬出 予定量等を指示するものとする。																								
	本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保して おり、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。																								
	なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現 場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。																								
	<table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定金属類</th><th>摘要</th></tr><tr><td>小牧下末仮置場</td><td>小牧市下末地内</td><td>フェンス類、 橋梁高欄等</td><td>撤去物</td></tr></table>				名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類、 橋梁高欄等	撤去物													
	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要																					
	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類、 橋梁高欄等	撤去物																					
7. 仮廻し水路	常時排水は仮廻し管（高密度ポリエチレン管）により場外へ排出する ことを考えており、設計図面に基づき設置するものとする。 なお、常時排水量は1.122m ³ /sを想定しており、これを越える流量は 現場内へ流入させることとする。																								
8. 仮設構台	過年度構築したL形水路上部に仮設構台を設置し作業ヤード等として 使用する。構台の設置撤去作業にあたってはL形水路に損傷影響を与え ないよう丁寧に行うこと。																								
第6章 工事用地等																									
1. 発注者が確保 している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下 「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。																								
2. 工事用地等以外 で受注者が確 保する用地	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得 るものとする。 また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別 途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切 に処理するものとする。																								
3. 境界杭等	既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せす るものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したう えて、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議 するものとする。																								
第7章 貸与設備等																									
1. 貸与品	貸与品は、次のとおりである。 <table><tr><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管</td><td>ダブル構造φ1350</td><td>m</td><td>61</td><td></td></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管曲管</td><td>φ1350、90°</td><td>個</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管継手</td><td>φ1350</td><td>個</td><td>17</td><td>消耗品除く</td></tr></table>				品名	規格	単位	数量	備考	高密度ポリエチレン管	ダブル構造φ1350	m	61		高密度ポリエチレン管曲管	φ1350、90°	個	4		高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	17	消耗品除く	
品名	規格	単位	数量	備考																					
高密度ポリエチレン管	ダブル構造φ1350	m	61																						
高密度ポリエチレン管曲管	φ1350、90°	個	4																						
高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	17	消耗品除く																					
2. 引渡し場所	愛知県小牧市下末地内（小牧下末仮置場）																								
3. 引渡し時期	監督職員と打合せのうえ決定するものとする。																								
4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任にお																								

項 目	内 容	備 考																																																										
第8章 工事用電力	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。																																																											
第9章 工事用材料 1. 規格及び品質	本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン(RC-40) JIS A 5001に準拠する。 2) 鋼 材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112 (SD295、SD345) 3) コンクリート二次製品 プレキャストL形水路 JIS A 5372 同等品、農業土木事業協会に準拠する。ただし、品質管理の方法等については監督職員と協議するものとする。 プレキャストボックス水路及びボックスカルバート 全国ボックスカルバート協会に準拠する。ただし、品質管理の方法等については監督職員と協議するものとする。 4) 暗渠排水材 <table><tr><th>製 品</th><th>材 質</th><th>仕 様</th><th>備 考</th></tr><tr><td>暗渠排水材</td><td>ポリプロピレン樹脂製</td><td>30mm×300mm</td><td>全透水型</td></tr></table> 5) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スラ ンプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水 セメント比 (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td rowspan="2">鉄筋 コンクリ ート</td><td>21</td><td>12</td><td>25又は20</td><td>55以下</td><td>N・BB</td><td>水路工 底版 (L形水路) 地覆コンクリート</td></tr><tr><td>40</td><td>12</td><td>25又は20</td><td>55以下</td><td>N・BB</td><td>水路工 底版 (ボックス水路)</td></tr><tr><td rowspan="2">無筋 コンクリ ート</td><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2">8</td><td>25又は20</td><td>65以下</td><td rowspan="2">N・BB</td><td>基礎コンクリート 付帯工 暫定取付工</td></tr><tr><td>25又は20</td><td>—</td><td>張コンクリート</td></tr></table> 6) アスファルト混合物 アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン (13) とする。 7) 目地及び止水材料 <table><tr><th>製 品</th><th>材 質</th><th>仕 様</th><th>備 考</th></tr><tr><td>目地板</td><td>ゴム発泡体</td><td>10mm</td><td></td></tr><tr><td>シール材</td><td>ポリウレタン系</td><td>常温注入式</td><td></td></tr><tr><td>止水材</td><td>塩化ビニル樹脂製</td><td>CF200mm× 5 mm</td><td></td></tr><tr><td>止水材</td><td>ブチルゴム製</td><td>15mm×30mm 20mm×10mm×20mm</td><td>反応接着型</td></tr></table>	製 品	材 質	仕 様	備 考	暗渠排水材	ポリプロピレン樹脂製	30mm×300mm	全透水型	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	鉄筋 コンクリ ート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	水路工 底版 (L形水路) 地覆コンクリート	40	12	25又は20	55以下	N・BB	水路工 底版 (ボックス水路)	無筋 コンクリ ート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	基礎コンクリート 付帯工 暫定取付工	25又は20	—	張コンクリート	製 品	材 質	仕 様	備 考	目地板	ゴム発泡体	10mm		シール材	ポリウレタン系	常温注入式		止水材	塩化ビニル樹脂製	CF200mm× 5 mm		止水材	ブチルゴム製	15mm×30mm 20mm×10mm×20mm	反応接着型	
製 品	材 質	仕 様	備 考																																																									
暗渠排水材	ポリプロピレン樹脂製	30mm×300mm	全透水型																																																									
種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																																																						
鉄筋 コンクリ ート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	水路工 底版 (L形水路) 地覆コンクリート																																																						
	40	12	25又は20	55以下	N・BB	水路工 底版 (ボックス水路)																																																						
無筋 コンクリ ート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	基礎コンクリート 付帯工 暫定取付工																																																						
			25又は20	—		張コンクリート																																																						
製 品	材 質	仕 様	備 考																																																									
目地板	ゴム発泡体	10mm																																																										
シール材	ポリウレタン系	常温注入式																																																										
止水材	塩化ビニル樹脂製	CF200mm× 5 mm																																																										
止水材	ブチルゴム製	15mm×30mm 20mm×10mm×20mm	反応接着型																																																									

項 目	内 容				備 考	
2. 見本又は資料 提出	止水材	水膨張、 加硫ゴム製	V型15mm×14mm 15mm×20mm			
	止水材	水膨張、 ウレタンフォーム製	20mm×20mm			
	8) 防草シート ポリプロピレン 240g/㎡ JIS L 1096					
	9) 雑資材 耐候性大型土のう 1 年対応					
	10) 橋銘板 青銅合金 JIS H 2202					
	主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。					
3. 監督職員の検査 又は試験	材 料 名		提 出 物			
	土類, 砕石類		試験成績書			
	生コンクリート		配合計画書			
	鉄筋		試験成績書			
	H形鋼		カタログ又は試験成績書			
	管類		カタログ又は試験成績書			
	コンクリート二次製品（L形水路、ボックス水路、ボックスカルバート、L型擁壁）		承認図、構造計算書、試験成績書			
	目地材及びシール材		カタログ又は試験成績書			
	暗渠排水材		カタログ			
	防護柵類		カタログ			
第10章 施 工 1. 一般事項 (1) 基準点	長繊維ポリエステル系不織布		カタログ		変更	
	アスファルト混合物		配合報告書			
	防草シート		カタログ			
	足掛金物		カタログ			
	橋銘板		承認図			
	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。					
	材 料 名		検 査・試験項目			備 考
	管類・鉄鋼材類		外観、形状、寸法			現場搬入時
	コンクリート二次製品		外観、形状、寸法			現場搬入時
生コンクリート		スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量		現場搬入時及び プラント		
第10章 施 工 1. 一般事項 (1) 基準点	1) 本工事の基準点は、設計図書に示す基Ⅲ－15（EL=30.929m）及び基－6（EL=30.535m）を使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。					
	2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するととも					

項 目	内 容	備 考																				
(2) 検測又は確認（施工段階確認）	に、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。																					
	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。																					
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。																					
	<table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>遠隔確認対象</th></tr><tr><td>L形水路工、ボックス水路工</td><td>幅、基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>副水路工</td><td>基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>コンクリート工</td><td>幅、厚さ、基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所</td><td>○</td></tr></table>		工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	L形水路工、ボックス水路工	幅、基準高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所	○	副水路工	基準高さ	初期施工段階で1箇所	○	コンクリート工	幅、厚さ、基準高さ	初期施工段階で1箇所	○	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○
	工 種		確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象																	
	L形水路工、ボックス水路工		幅、基準高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所	○																	
副水路工	基準高さ	初期施工段階で1箇所	○																			
コンクリート工	幅、厚さ、基準高さ	初期施工段階で1箇所	○																			
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○																			
(3) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																					
2. 再生資源等の利用	1) 再生資源の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>舗装工</td></tr><tr><td>再生クラッシャーラン</td><td>RC-40</td><td>路盤工</td></tr></table> なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工	再生クラッシャーラン	RC-40	路盤工												
資 材 名	規 格	備 考																				
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工																				
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤工																				
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物等が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。																					

項 目	内 容					備 考																									
4. 特定建設資材の分別解体等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート塊 鉄筋コンクリート塊</td><td>(株) 丹羽由</td><td>愛知県名古屋 市守山区 瀬古一丁目 902</td><td>8:00～16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>アスファルト殻</td><td>(株) 丹羽由</td><td>愛知県名古屋 市守山区 瀬古一丁目 902</td><td>9:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>汚泥（舗装切断排水）</td><td>東海カッター (株)</td><td>愛知県名古屋 市北区落 合町135</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック類 管理型混合廃棄物</td><td>(株) リョク リン</td><td>愛知県日進 市北新町福 井182番他</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> </tbody> </table>					建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	無筋コンクリート塊 鉄筋コンクリート塊	(株) 丹羽由	愛知県名古屋 市守山区 瀬古一丁目 902	8:00～16:30	再資源化施設業者	アスファルト殻	(株) 丹羽由	愛知県名古屋 市守山区 瀬古一丁目 902	9:00～17:00	再資源化施設業者	汚泥（舗装切断排水）	東海カッター (株)	愛知県名古屋 市北区落 合町135	8:00～17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック類 管理型混合廃棄物	(株) リョク リン	愛知県日進 市北新町福 井182番他	8:00～17:00	再資源化施設業者	変更
	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																										
	無筋コンクリート塊 鉄筋コンクリート塊	(株) 丹羽由	愛知県名古屋 市守山区 瀬古一丁目 902	8:00～16:30	再資源化施設業者																										
	アスファルト殻	(株) 丹羽由	愛知県名古屋 市守山区 瀬古一丁目 902	9:00～17:00	再資源化施設業者																										
	汚泥（舗装切断排水）	東海カッター (株)	愛知県名古屋 市北区落 合町135	8:00～17:00	再資源化施設業者																										
	廃プラスチック類 管理型混合廃棄物	(株) リョク リン	愛知県日進 市北新町福 井182番他	8:00～17:00	再資源化施設業者																										
本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																															
5. 土 工 (1) 掘削	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分解解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎工</td><td>基礎工事 ☐有 ■無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 (構造物撤去工)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>					工 程	作業内容	分解解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用					
	工 程	作業内容	分解解体等の方法																												
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	③基礎工	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																													
注) ■が該当部分である。																															
1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て土砂仮置場へ搬出しなければならない。 2) 掘削に当たっては、過掘のないように留意して施工するものとする。 なお、過掘となった場合は良質土を用いて（2）に準じて埋め戻さなければならない。 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 5) 名古屋鉄道橋脚の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力により掘削しなければならない。																															
(2) 埋戻及び盛土	1) 埋戻及び盛土は、掘削により発生する土砂を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。なお、流用に当たっては、セメント系土質改良材の添加により第3種改良土（発生土利用基準について（平成18年8月10日付け国土交通省）の通知に準拠）相当に改良するものとする。土質改良材の添加量は23kg/m³を想定しているが、施工に先立ち室内試験を実施し監督職員と協議の上、添加量を決定するものとする。なお、セメント系土質改良材による埋戻土量					変更																									

項 目	内 容	備 考															
6. コンクリート 構造物基礎工	は837m ³ を予定している。 2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により、締固めなければならない。 4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械（ハンドガイド式振動ローラ等）により、締固めなければならない。 5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固めなければならない。 6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械（振動ローラ等）により、締固めなければならない。 7) 名古屋鉄道橋脚の周辺について、土の投入から締固めまでの作業において構造物に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。																
	1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。																
	<table><tr><th>工 種</th><th>対象</th><th>支持力</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">水路工</td><td>プレキャストL形水路</td><td>47.234kN/m²</td><td></td></tr><tr><td>プレキャストボックス水路 （味岡橋）</td><td>79.992kN/m²</td><td></td></tr><tr><td>付帯工</td><td>副水路</td><td>124.098kN/m²</td><td></td></tr></table>	工 種	対象	支持力	備考	水路工	プレキャストL形水路	47.234kN/m ²		プレキャストボックス水路 （味岡橋）	79.992kN/m ²		付帯工	副水路	124.098kN/m ²		
	工 種	対象	支持力	備考													
水路工	プレキャストL形水路	47.234kN/m ²															
	プレキャストボックス水路 （味岡橋）	79.992kN/m ²															
付帯工	副水路	124.098kN/m ²															
	2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の区間毎に1箇所確認し監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督職員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。																
7. 既設構造物取 壊し	1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 2) コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。																
8. 二次製品据付 工	プレキャストL形水路及び副水路はリフト台車による据付を基本とし、プレキャストボックス水路はクレーンによる据付を基本とする。 なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。																
9. 復旧工	1) 第6章 工事用地等の復旧は次により行わなければならない。 ①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。 2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。 ①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。																

項 目	内 容	備 考
10. 道路復旧工 (1) 路盤工	②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。 路盤工は施工条件に合った敷均し機械により路盤材の敷均しを行い、施工条件に合った機種により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。	
(2) アスファルト舗装工	1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）126L/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。 3) 道路復旧については、設計図書のとおりとするが、関係機関との調整によって、復旧範囲及び舗装構成の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
11. 暫定取付工	暫定取付工は、設計図面に示すとおり考えているが、流水の乱れ等が発生しないよう、丁寧に擦り付けを行うものとする。	
第11章 施工管理		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。	
2. 施工管理	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。	
3. 情報共有システムについて	1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）によるものとする。	
4. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。	
(1) 使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	

項 目	内 容	備 考										
(2) 機器等の導入	1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。											
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。											
(4) 写真の納品	受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。											
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。											
第12章 情報化施工技術の活用について												
1. 適用	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(令和3年4月農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理資料の作成等の各段階において、3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。 <table><tr><th>情報化施工技術</th><th>適用工種</th></tr><tr><td>1. UAV出来形管理技術</td><td>土工 掘削</td></tr><tr><td>2. TLS出来形管理技術</td><td>土工 掘削</td></tr><tr><td>3. 出来形管理用TS技術</td><td>土工 掘削</td></tr><tr><td>4. MC/MG技術</td><td>土工 掘削</td></tr></table>	情報化施工技術	適用工種	1. UAV出来形管理技術	土工 掘削	2. TLS出来形管理技術	土工 掘削	3. 出来形管理用TS技術	土工 掘削	4. MC/MG技術	土工 掘削	
情報化施工技術	適用工種											
1. UAV出来形管理技術	土工 掘削											
2. TLS出来形管理技術	土工 掘削											
3. 出来形管理用TS技術	土工 掘削											
4. MC/MG技術	土工 掘削											
2. 協議・報告	受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術を行う場合は、次の3～7によるものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。											

項 目	内 容	備 考												
3. 施工計画	受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。													
4. 情報化施工技術に係る貸与資料	基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>貸与資料</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その4業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路岩崎工区補足設計その1業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>図面のCADデータ</td><td></td></tr> </tbody> </table>		貸与資料	備考	1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その4業務報告書		2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路岩崎工区補足設計その1業務報告書		3	図面のCADデータ		
	貸与資料	備考												
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その4業務報告書													
2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路岩崎工区補足設計その1業務報告書													
3	図面のCADデータ													
5. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TSを準備しなければならない。													
6. 電子納品	受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。													
7. 情報化施工技術活用工事の費用	1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」による計上することとする。 2) 受注者は、発注者からの歩掛見積り等調査について、協力しなければならない。													
第13章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6) 遠隔確認の試行を行う場合 7) その他、本仕様書に定めのないもの													
第14章 公共事業関係調査に対する協力	1) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員から通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。 調査票は、工事完成後、速やかに監督職員の指示に従い提出するものとする。 また、調査票の聴取り調査等を実施する場合は、これに協力するとともに、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。	追加												

項 目	内 容	備 考
第15章 その他 1. 契約後VE提案	2) 歩掛調査 本工事は、「歩掛調査」対象工事である。 なお、調査要領等は別途監督職員が指示する。	
	1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ①VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。 ②ただし、次の提案はVE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ①受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③受注者は、VE提案を契約締結の日より原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE提案の採否等 ①発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ②また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の	

項 目	内 容	備 考
	変更を行うものとする。 ⑥前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。	
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者。以下同じ。）の工事現場への専任期間は契約工期を基本とする。ただし、次に掲げる期間については、配置予定技術者の工事現場への専任は要しないものとする。 1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。ただし、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限る。 3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に中止している期間。 4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。ただし、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限る。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通	

項 目	内 容	備 考
6. ワンデーレス ポンス実施に関 する事項	知した日（「合格通知書」における日付）とする。 「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
7. 工事の施工効 率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議 工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 4) 建設コンサルタントの出席 上記1）、2）及び3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。 5) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。	

項 目	内 容	備 考									
8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr> <tr> <td>仮設構台資材等 （覆工板、H形鋼等）</td><td>B1.0m×L2.0m H-400, H-300等</td><td>小牧市</td></tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	仮設構台資材等 （覆工板、H形鋼等）	B1.0m×L2.0m H-400, H-300等	小牧市	
資 材 名	規 格	調達地域等									
敷鉄板	t=22	小牧市									
仮設構台資材等 （覆工板、H形鋼等）	B1.0m×L2.0m H-400, H-300等	小牧市									
9. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。 3) 受注者は、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を別途監督職員が指示する実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。 7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。										
10. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容										

項 目	内 容	備 考
	受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 ※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
11. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。	

項 目	内 容			備 考																								
	なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3）週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記②の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5）監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ① 現場の閉所状況 <table><tr><th>項 目</th><th>4 週 8 休以上</th><th>4 週 7 休以上 4 週 8 休未満</th><th>4 週 6 休以上 4 週 7 休未満</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5% （8日/28日）以上</td><td>25% （7日/28日） 以上28.5%未満</td><td>21.4% （6日/28日） 以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費 （賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費 （率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費 （率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経			項 目	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	現場閉所率	28.5% （8日/28日）以上	25% （7日/28日） 以上28.5%未満	21.4% （6日/28日） 以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 （賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 （率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費 （率分）	1.09	1.07	1.05	
項 目	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満																									
現場閉所率	28.5% （8日/28日）以上	25% （7日/28日） 以上28.5%未満	21.4% （6日/28日） 以上25%未満																									
労務費	1.05	1.03	1.01																									
機械経費 （賃料）	1.04	1.03	1.01																									
共通仮設費 （率分）	1.04	1.03	1.02																									
現場管理費 （率分）	1.09	1.07	1.05																									

項 目	内 容	備 考											
12. 週休2日制の促進	費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。												
	7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。												
	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工 (一般構造物)</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table>	名称	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工 (一般構造物)	1.05	1.03	1.01	
	名称		補正係数										
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満									
	鉄筋工 (一般構造物)	1.05	1.03	1.01									
	1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。												
	2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。												
	なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。												
	①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。												
	【働き方改革】 ☐週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている												
	③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3－1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。												
○監督職員用	☐休日の確保を行った。 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕												
○事業（務）所長用	☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の												

項 目	内 容	備 考
	確保に取り組んだ。] ③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。 ○事業（務）所長用 ☐ その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。	

項 目	内 容	備 考
	6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$ ※ 補正係数 : 1.2	
15. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等	1) 工事で使用する資材等、の納期への影響に対する対応について 受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上 受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。 ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入またはリース費用 ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入またはリース費用 ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材及び通信費 ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用	
16. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	

項 目	内 容		備 考
	計上項目	実施する内容（率計上分）	
	仮設備 関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	
	営繕関係	①現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	
	地域連携	①地域対策費 （農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
17. 法定外の労働 保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。		
18. 1日未満で完了する作業の積算	1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。		
19. 再生資源利用（促進）計画の現場揭示	1）再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		

項 目	内 容	備 考
20. 共通仮設費率 分の適切な設計 変更について	2) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東海農政局長 森 重樹 殿

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その2工事
工 事 場 所	愛知県小牧市岩崎地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

(別紙)

新濃尾農地防災事業

新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その2 工事

工 事 数 量 表
【第1回変更】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
1. 土工					
(1)掘削工					
掘削	仮置ヤード	式	1	1	
(2)埋戻工					
土質改良		m3	-	837	
埋戻 1	構造物周辺	式	1	1	
埋戻 2	$B < 1.0$	式	1	1	
埋戻 3	$1.0 \leq B < 2.5$	式	1	1	
埋戻 4	$2.5 \leq B < 4.0$	式	1	1	
(3)整形仕上げ工					
基面整正		m ²	433	433	
荒仕上		式	1	1	
(4)置換工					
掘削		m3	-	22.5	
割栗石置換え		m3	-	22.5	
(5)名古屋鉄道橋脚保護					
大型土のう設置	応急復旧	袋	-	40	
大型土のう撤去	応急復旧	袋	-	40	
大型土のう設置	本復旧	袋	-	50	
基礎工		m3	-	6.7	
中詰め盛土		m3	-	12.5	
2. 構造物撤去工					
(1)構造物撤去工					
フェンス撤去	H=1.00m	m	54	54	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
フェンス撤去（再利用）	過年度施工区間	m	32	32	
L型擁壁撤去（再利用）	過年度施工区間	m	32	32	
仮設フェンス工 撤去	H1.80m	m	27	27	
無筋コンクリート取壊し		m ³	54	57	
鉄筋コンクリート取壊し		m ³	114	132	
暫定工取壊し		式	1	1	
擬木撤去	（再利用）	m	66	66	
縦格子フェンス撤去	調整池	m	35	35	
防犯灯撤去		基	1	1	
水路コンクリート切断		m	109	109	
アスファルト舗装切断	t=40	m	2.9	2.9	
アスファルト舗装取壊し	t=40mm	m ²	128	155	
金属類運搬		ton	0.800	0.800	
味岡橋橋台切断	ワイヤーソーイング工法	m ²	-	29	
味岡橋高欄撤去		m	-	23	
（2）産業廃棄物処理工					
無筋コンクリート殻		m ³	97	100	
鉄筋コンクリート殻		m ³	122.0	139.1	
アスファルト殻		m ³	5.10	6.20	
汚泥		m ³	0.02	2.30	
汚泥運搬		回	1	4	
廃プラスチック類		m ³	-	24	
管理型混合廃棄物		m ³	-	8	
3. 水路工					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
(1)プレキャストL形水路					
鉄筋コンクリートL形水路		m	36	0	
鉄筋コンクリートL形水路	60t吊クレーン	m	-	36	
底版コンクリート	21-12-25 t=470mm	m3	112	112	
底版コンクリート型枠		式	1	1	
鉄筋	底版コンクリート SD295 D13	ton	3.85	3.84	
鉄筋	底版コンクリート SD345 D25	ton	1.89	1.89	
鉄筋	底版コンクリート SD345 D29	ton	2.39	2.39	
基礎コンクリート	18-8-25	m3	58	58	
基礎コンクリート型枠		m ²	15.7	15.7	
鉄筋	基礎コンクリートSD295 D13@300	ton	2.610	2.610	
サイドドレーン設置工		m	72	72	
(2)施工目地	(L形水路)				
水膨張止水材	加硫ゴム製 V型15×14mm	m	111	104	
(3)伸縮目地	(L形水路)既製品部				
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	11.0	14.6	
水膨張止水材	加硫ゴム製 15×20	m	22.9	30.5	
(4)伸縮目地	(L形水路)現場打ち部(底版)				
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	8.9	11.9	
シール材	20×20	m	19.8	26.4	
止水板	CF-200×5	m	19.8	26.4	
ダウエルバー	D16×1000 VP φ20	本	81	108	
(5)縦断目地	(L形水路)				
反応接着型止水材	15×30	m	72.2	72.2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
(6)プレキャストボックス水路	(味岡橋)				
プレキャストボックス水路上部		m	4	4	
プレキャストボックス水路下部	H2800×B1000 クレーン据付	m	4	4	
プレキャストボックス水路材料費	H2800×B1000	m	4	4	
底版コンクリート	40-12-25 t=520	m ³	13.5	13.5	
底版コンクリート型枠		m ²	3.4	3.4	
鉄筋	底版コンクリート SD295 D13	ton	0.198	0.198	
鉄筋	底版コンクリート SD295 D16	ton	0.157	0.157	
鉄筋	底版コンクリート SD345 D25	ton	0.619	0.619	
鉄筋	底版コンクリート SD345 D29	ton	0.784	0.784	
基礎コンクリート	18-8-25	m ³	10.8	10.8	
基礎コンクリート型枠		式	1	1	
鉄筋	SD295 D13@300	ton	0.580	0.290	
サイドドレーン設置工		m	8	8	
(7)施工目地	(味岡橋)				
ブチルゴム	20×10×20	m	51.7	51.7	
シール材		m	47.2	47.2	
(8)伸縮目地	(味岡橋) 既製品部				
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	3.7	3.7	
シール材	20×20	m	7.4	7.4	
水膨張止水材	加硫ゴム製 15×20	m	7.6	7.6	
(9)伸縮目地	(味岡橋) 現場打ち部 (底版)				
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	3.3	3.3	
シール材	20×20	m	6.5	6.5	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
止水板	CF-200×5	m	6.5	6.5	
ダウエルバー	D16×1000	本	27	27	
(10)縦断目地	(味岡橋)				
反応接着型止水材	15×30	m	8	8	
4. 付帯工					
(1)副水路工					
副水路	リフト台車据付 ボックス カルバートH900×B1200	m	52.13	52.13	
基礎コンクリート	18-8-25	m ³	9.5	9.5	
基礎コンクリート型枠		m ²	11.9	11.9	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.45	0.45	
水膨張止水材	t=20mm	m	73.4	73.4	
(2)張コンクリート工					
張コンクリート	18-8-25 t=100	m ²	11	11	
張コンクリート型枠		m ²	0.1	0.1	
目地板	グラス発泡体 t=10mm	m ²	1.7	1.7	
(3)フェンス復旧工					
ネットフェンス (新設)	H=1.50m (L型擁壁埋込式)	m	76	67	
ネットフェンス (再利用)	H=1.50m (L型擁壁埋込式)	m	32	16	
仮設フェンス	H=1.80m L=1.80m	m	5	5	
仮設フェンス	H=1.80m L=1.80m, 再利用	m	-	25	
(4)L型擁壁復旧工					
L型擁壁	H 700	m	72	72	
L型擁壁 (再利用)	H 700	m	32	32	
(5)防草シート設置工					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
防草シート左岸	ポリプロピレン、240g/m2	m ²	131.6	67.1	
(6)暫定取付工（下流）	設置				
掘削		m3	55	55	
埋戻		m3	33	33	
新設水路保護工		式	1	1	
大型土のう（暫定工護岸）	1：3モルタル詰め	m3	12.2	12.2	
高さ合わせ土のう	1：3モルタル詰め	m3	1.7	1.7	
底版部基面整正		m ²	20	20	
底版コンクリート	18-8-25 t=200	m ²	20	20	
5. 復旧工					
(1)縦格子フェンス復旧工	調整池				
縦格子フェンス復旧（再利用）		m	35	35	
コア削孔	縦格子フェンス、φ150	本	-	18	
コア削孔	縦格子フェンス、φ300	本	-	1	
パネル支柱		本	-	19	
門扉支柱		門	-	1	
(2)防犯灯復旧工					
防犯灯復旧		基	1	1	
(3)砂利舗装工					
砂利舗装	RC-40 t=100mm	m ²	275	294	
(4)アスファルト舗装工					
表層	再生密粒度アスコン(13) t=30mm	m ²	132	319	
路盤	再生クラッシャーレン(RC-40) t=100mm	m ²	132	319	
(5)味岡橋復旧工					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
地覆コンクリート		m ³	5.1	5.1	
地覆コンクリート型枠		m ²	19.7	19.7	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.194	0.194	
アンカー用接着カプセル	φ13×95 削孔φ16	本	172	172	
ガードレール設置工		m	20	20	
取付バンド		式	1	1	
表層	再生密粒度アスコン(13) t=50mm	m ²	27.7	27.7	
路盤	再生クラッシャーレン(RC-40) t=平均75mm	m ²	27.7	27.7	
ネットフェンス	H=1.2m	m	20	20	
橋銘板		枚	4	4	
(6)擬木復旧工					
擬木復旧	再利用	m	66	66	
(7)流入管復旧工					
流入管復旧	HP φ450	m	2.9	2.9	
6. 仮設工					
(1)水路内進入路	既設水路内進入				
大型土のう設置撤去		袋	15	0	
(2)締切り工					
上流締切り		式	1	0	
上流締切り	大型土のう数量の変更(18袋→22袋)	式	-	1	
下流締切り		式	1	0	
下流締切り	大型土のう数量の変更(7袋→10袋)	式	-	1	
(3)仮設構台					
仮設構台	概略数量	式	1	0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
仮設構台		式	-	1	
(4)仮廻し水路工					
高密度ポリエチレン管設置		m	72	72	
高密度ポリエチレン管 消耗品	φ 1350 接手パッキン	組	17	19	
高密度ポリエチレン管撤去	φ 1350ダブル構造 (官貸)	m	72	72	
大型土のう設置撤去		袋	134	169	
(5)施工ヤード (右岸側)					
敷鉄板設置撤去		m ²	186	186	
敷鉄板設置撤去 (側溝養生)	すべり止め加工	m ²	-	14	
敷鉄板すべり止め加工		式	-	1	
(6)施工ヤード (左岸側)					
クレーンヤード		式	1	0	
クレーンヤード	敷鉄板数量の変更 (111.5 m ² →195.1 m ²)	式	-	1	
(7)楽田大橋仮設ヤード					
敷鉄板設置撤去		m ²	186	186	
(8)法面養生工					
大型土のう設置撤去	クレーンヤード部	袋	-	53	
敷鉄板設置撤去		m ²	-	19	
遮水シート設置・撤去		m ²	-	140	
(9)水替工					
排水ポンプ運転	上流側	式	1	1	
排水ポンプ運転	下流側	式	1	1	
釜場設置・撤去		箇所	2	2	
排水ポンプ運転	下流側 降雨時	式	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
低圧引き込み		式	1	1	
(10)アンダードレーン工					
掘削		式	1	1	
アンダードレーン		m	113	113	
(11)安全費					
交通誘導警備員		人	240	213	
現場環境改善費（積上）					
1. 現場環境改善費（積上）					
(1)現場環境改善費（積上）					
快適トイレ		式	-	1	
官貸額（直工）					
1. 官貸額（直工）					
(1)官貸額（直工）					
高密度ポリエチレン管		m	61	61	
高密度ポリエチレン管		個	4	4	
高密度ポリエチレン管	φ1350 ダブル構造 継手 （官貸）	個	17	17	
2. その他					
(1)運搬費					
共通仮設（積上げ）					
運搬費					
ラフタークレーンカウンター ウェイト運搬	往復	式	1	1	
仮設材輸送	敷鉄板	ton	83.410	130.130	
仮設材輸送	H鋼、山留材、覆工板	ton	38.100	59.570	
高密度ポリエチレン管運搬	φ1350 ダブル構造（官貸）	式	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
搬	ネットフェンス（パネル）運	回	-	1	
	下末仮置場へ				
(2)安全費					
安全費					
仮設フェンス工					
仮設フェンス工 設置	H1.8m	m	129	129	
仮設フェンス工 撤去	H1.8m	m	129	129	
電線防護工					
電線防護管設置・撤去		式	-	1	
仮設足場工					
仮設足場工設置		掛㎡	-	66	
仮設足場工 撤去		掛㎡	-	66	
高架下見張人					
高架下見張人		人	-	64	
列車監視員					
列車監視員		人	-	7	
(3)役務費					
共通仮設（積上げ）					
役務費					
受電 基本料金		月	4	4	
(4)技術管理費					
技術管理					
技術管理					
平板裁可試験		回	3	3	
諸経費動向調査		式	-	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
歩掛調査		式	-	1	
一括計上価格					
1. 一括計上価格					
(1)遠隔確認					
遠隔確認		式	-	1	
(2)ネットワークカメラ					
ネットワークカメラ		式	-	1	